

# 定例公安委員会開催概要

## 1 開催日

令和4(2022)年12月21日

## 2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

### ■全体会議

#### 【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「捜査書類の改ざん等の非違事案について、「8月に発生した巡査長の本部長訓戒」と「5月に発生した巡査部長の所属長注意」の件が、「3月に発生した警部補の本部長訓戒及び巡査部長の所属長訓戒」の件と関連させた記事が新聞に掲載された。

今般、これらが併せて報道されたことにより、これら非違事案が公務内外に及ぼす影響が特に大きいものであることが明らかになったといえる。警察官が供述書、供述調書等の捜査書類を作成する行為は、他の公務員が行政文書を作成する行為と異なり、警察官が刑事訴訟法の定める司法警察職員の身分で司法関係文書を作成するものであり、司法の機能の一部を担うものである。

そして、刑事司法は、間違っても無辜の者を処罰することのないよう、民事その他の法と異なり、特に厳格な手続が規定され、かつ、厳格な証拠制限が課されており、その中で司法警察職員の作成する供述書や供述調書は、供述に任意性があり、かつ、特に信用すべき状況の下で作成された場合に限り証拠能力が認められることとなっている。これに照らして、今般問題となった、供述者が作成したものでない供述書や供述者が内容を確認して署名押印したものではない供述調書に証拠能力が認められないことは明らかである。

刑事事件は地道な捜査の積み重ねであり、小さな事件の捜査をないがしろにせず誠実に行うことで犯罪を未然に防いだり、警察に対する社会の信頼を獲得したりできるものであり、決して大きな事件や花形の事件を取り扱うことだけで警察に対する信頼が獲得できているわけではない。以上の点をよく認識していただきたい。

捜査書類の改ざん等が報道され、暗い気持ちになったり、辛い思いをしている職員も多いと思う。大事なことは、もう一度、全職員が基本に戻り、組織の風通しを良くして、決して一人に問題を抱えさせず、困ったことがあれば同僚・上司に相談し、間違いがないように確認しながら進めることだと思う。過去は変わらないので、全職員が前向きになり、「さあ、みんなでこれから自分たちのあるべき姿を目指そう。」という気持ちを持ってほしい。今年はまだ10日間あるので、その10日間のうちにやれることはしっかりやって、来る年を、是非、希望の年にしていただきたい。そのためにも、健康管理には気を付けて過ごしていただきたい。」

旨の発言があった。

## 【警務部議題】

### ○ 警察行政手続サイトの手続追加及び公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について

警察本部から、「令和3年6月1日から、道路使用許可等の6の手続をオンラインで行うことができる「警察行政手続サイト」の運用が全国一斉に開始され、その後、令和4年1月4日に14の手続が追加されたところ、令和5年1月から新たに3つの手続が追加されることとなった。これに伴い、電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等の指定について規定した公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を改正しようとするものである。追加手続は3法令に関連する3手続で、これらの手続について、電子情報処理組織を使用して行うことができる申請を追加指定するものであり、3法令は、「道路交通法関係の牽引の許可の申請」「警備業法関係の営業所の届け出等（営業所を設置しようとする場合を除く。）」「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係の申請書記載事項の変更の届出」である。運用開始日及び施行期日は、令和5年1月4日である。「警察行政手続サイト」は当面の試行として運用されているところ、その運用状況を踏まえ、国民生活に密接に関わる行政手続全般のオンライン化の在り方について、検討が進められることとなっている。」旨の説明があり、決裁をした。

### ○ 令和4年県議会12月定例会の開催状況について

警察本部から、「県議会12月定例会の開催状況について報告する。会期は、本年11月25日から12月8日までの14日間で行われた。警察本部関係の議案は、議案第1号補正予算議案、議案第17号財産取得議案及び議案第18号損害賠償議案の合計3件である。このほか、知事専決処分の報告第1号の公用車事故報告として、警察本部からは1件報告している。これらの議案については、12月8日の本会議において、原案どおり可決となっている。

一般質問は、12月1日から3日間行われ、警察本部に対しては、2人の議員から質問があり、公安委員会委員長及び警察本部長が答弁している。

12月6日に開催された総務委員会においては、警察本部関係の議案第1号、議案第17号、議案第18号が審査され、議案第17号及び議案第18号の審査の過程において、2人の委員から質疑があり、審査の結果いずれの議案も採択とされた。また、この際質疑については、警察本部に対する通告がなかった。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「一般質問において公用文書毀棄について質問があり、そして、今回の捜査書類の改ざん等が報道され、一般の方々は、大変なことになっているという印象を受けたと思う。起きてしまった事実は変えられないので、そこから何を学び、どのように前進するかが大事である。今回の非違事案を受け、再発防止等に向けて、県警察としてどのようなことができるのか、どのようなことに取り組んでいくのか、よく検討していただきたい。」

## 【生活安全部議題】

### ○ 署間留学研修の試行結果について

警察本部から、「研修対象者は、実戦実習生から採用後5年未満の若手警察官とし、千厩署、遠野署、岩泉署の3署から推薦を受けた、20歳から26歳までの男性3名と女性2名の計5名により実施した。研修では、繁華街における夜間の警らや職務質問、人身安全関連事案の対応、無銭飲食にかかる現行犯逮捕事案、火災、変死、窃盗事件等の現場における初動捜査等を経験させることができた。研修対象者からは、「現所属ではなかなかできなかった経験ができた。今後の業務に生かしたい。」という前向きな発言が多くみられており、研修生からのヒアリング結果を踏まえて、実施時期、期間、研修先等、検討していく。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「個人的には、実施期間が今回のくらいでちょうど良かったと思う。研修を受けた方々からも良い反応があったようなので、今後も改善を加えて実施していただきたい。」

### ○ 「110番の日」の広報について

警察本部から、「110番の日は、警察への緊急電話として定着しているが、間違いや緊急性のない相談、いたずらなども多く、真に緊急を要する110番通報への対応を阻害するおそれがあるため、昭和60年から1月10日を全国統一の「110番の日」として、正しい利用を促進するための広報活動を実施している。広報スローガンは、「いち（1）はやく い（1）そがずあわてず れい（0）せいに」であり、110番通報の仕組みや利用状況、110番通報する時のポイント等を広報する。主な広報活動については、ふじポン様を「一日通信指令課長」に委嘱しての広報、県警ホームページ、報道機関を活用した広報等を行うほか、各警察署においてもイベントを行う予定である。」旨の報告があった。

## 【刑事部議題】

### ○ 現場鑑識競技会の実施結果について

警察本部から、「現場想定競技については、警察署の当直時に発生した窃盗事件を想定した現場鑑識活動を競技時間90分で行い、似顔絵作成については、目撃者からの聞き取りによる捜査用似顔絵の作成を競技時間30分で行った。現場想定競技では、現場での指揮、連携や手配がなされているか、現場の観察や保存がしっかりなされているか、各種資料の確実な採取がされ、立証措置等も適正であるかなどについて審査し、似顔絵作成では、現場想定競技で目撃した被疑者の似顔絵を作成するとの想定として、出場者のうち1名を目撃者として、1分間写真をみせた上で、この目撃者から聞き取り似顔絵を作成させており、被疑者の特徴をとらえた確度の高い出来栄えとなっているかを審査した。実施結果については、現場想定競技は、優勝：大船渡警察署、準優勝：二戸警察署、第3位：岩手警察署であり、似顔絵競技は、最優秀賞：花巻警察署巡査長、優秀賞：紫波警察署巡査、遠野警察署巡査長、岩泉警察署巡査であった。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「未経験者の関心が高まるとか、全体的にレベルが向上する競技になっていると

いうことであり、未経験者が経験したくなるような競技は非常に良いと思う。

今は、科学と情報の時代であり、やはり科学と情報に秀でている警察は優秀な警察なんだと思う。科学も情報も信頼が大事であり、仮に、鑑識が証拠物を作り出したとか、情報部門が勝手な情報を取ったということがあれば、信頼が一気に失われてしまうので、やって当たり前のことをきちんとやるのが大事だと思う。」

《 委員発言 》

「競技会に一回出場するだけでも多くの学びがあるはずなので、非常に良い研修の機会になったと思う。今回の結果を見て、来年、頑張ろうと思っている警察官がいると思うので、そのような警察官のためにも、毎年、開催してほしい。」

## 【交通部議題】

### ○ 岩手県道路交通法施行細則の一部改正について

警察本部から、「改正点は3点であり、1点目は是正措置命令の追加である。令和4年に施行された改正道路交通法により、自動車の使用者の義務として当該安全運転管理者に必要な権限、機材を付与すること、安全運転管理者に対し、必要な業務を行うための権限を与えることに加え、必要な機材を整備しなければならないことが定められた。さらに、この規定を遵守していないため、自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、公安委員会において、是正措置命令として自動車の使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとし、当該命令に従わなかった場合には、罰則の対象とすることとしたものである。今回の改正では、道路交通法施行細則の中で、この是正措置命令及び必要な様式その他所要の整備を行った。また、是正措置命令違反の罰則は50万円以下の罰金であり、同違反の前条に規定している解任命令違反の罰則と同等であり、細則第17条で規定されている「解任命令書の交付」が岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程において課長専決とされていることから、「是正措置命令書の交付」についても課長専決とするために追加するものである。

2点目は、若年運転者講習の新設に伴う号ずれについてであり、令和2年に施行された改正道路交通法において、同法第108条の2第1項第14号に若年運転者講習に関する規定が新設され、号ずれが生じたことから、道路交通法施行細則に定める自転車運転者講習に関する様式に所要の整備を行うものである。

3点目は、自動車検査証の電子化に伴う改正であり、令和5年1月から自動車検査証が電子化され、現行の自動車検査証に記載されている事項の一部は、電子化された自動車検査証の券面に表示されず、電子車検証のICタグに記録されることとなった。そのため、道路交通法施行細則において、申請者に対し自動車検査証の写しの提出を求めていた緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定申請及び届出の手続について、提出を求める書類を「自動車検査証の写し」から「自動車検査証記録事項が記載された書面」に改めるものである。

県報登載は令和4年12月27日、施行日は公布の日から施行することとし、道路運送車両法関連の改正部分については令和5年1月1日を予定している。」旨の説明があり、決裁をした。

## 《 委員質疑 》

「ICタグはどこについてるのか。」

→本部説明

「ICタグは、自動車検査証の紙の中に入っている。所有者の氏名、ナンバー、車両の長さ、高さなどは自動車検査証に記載されるが、所有者の住所等の個人情報は、自動車検査証に記載されず、ICタグに記録される。」

## ○ 秋期の交通死亡事故抑止対策結果について

警察本部から、「交通事故分析の結果、9月から11月までの3か月間の交通事故死者数が多く、事故類型別では高齢歩行者の道路横断事故、時間別では日没時刻後1時間の死者の割合が大きいことから、この時間帯に的を絞り、道路横断中の事故を防止するための横断歩行者妨害違反取締りや、運転者に緊張感を与えるとともに速度を抑制して被害軽減を図ることを目的としたレーザーパトカー等による速度超過違反取締りのほか、コンビニ駐車場等での駐留監視活動など目立つ街頭活動を行った。

活動を行った結果、高齢歩行者死者は日没時刻後1時間で増減はなかったが、この時間帯を含む夜間の死者数は前年比で1人減となった。また、この3か月間全体の人身事故発生件数と、このうち人対車両の事故発生件数はともに日没時刻後1時間で微増しているが、この時間帯を含む夜間の事故発生件数は大きく減少しているため、対策強化時間に行った活動の波及効果と推測される。

限られたリソースを最大限効果的に活用し、交通死亡事故を抑止するためには、事故分析に基づく対策が重要であり、今回の対策の検証結果を令和5年の交通死亡事故抑止重点対策に組み入れ、高齢者が関係する交通死亡事故を抑止していく。」旨の報告があった。

## ○ 医師の届出に伴う暫定停止処分の執行について

警察本部から、「処分対象者は、奥州市居住の60代男性であり、本年11月下旬、北上市内の医師から、「通院している患者が認知症であり、安全な運転に支障がある。」との届出を受け、本年12月19日から30日間の暫定停止を行うとともに、併せて本年12月26日を期限とする診断書提出命令書を発出した。今後の手続についてであるが、診断書が提出された場合については、認知症である場合には、聴聞を経て免許を取り消すものとし、診断書が提出されなかった場合については、暫定停止に引き続き免許の停止処分を行い、再度、診断書提出命令書を発出する。なお、認知症の診断書が提出された場合又は診断書が提出されなかった場合は、聴聞を経て免許を取り消すものとする。対象者の所有する車両については、既に処分済みである。過去の暫定停止の実施状況であるが、平成29年以降、過去5年間で6件の暫定停止を執行している。」旨の報告があった。

## 《 委員発言 》

「過去に、処分をするときに車の所有をそのままにし、結局、また無免許で運転する事例があった。車を処分すれば運転ができなくなるので、今後も車の処分を促し、車に乗ることができないようにしていただきたい。」

→本部発言

「これまでも家族と協力して車を処分した事例がある。今後も、その点にも考慮

して対応していく。」

## 【その他】

警察本部から、被留置者の事故防止対策の徹底について報告があった。

### ■個別会議

#### ○ 県民課

令和4年度岩手県警察署協議会連絡会（代表者会）の開催についての説明、決裁

#### ○ 人身安全少年課

ストーカー規制法による禁止命令等の実施報告

令和4年度児童虐待事案を想定した現場対応合同訓練の実施結果報告

#### ○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

免許取消処分基準該当者の処分軽減について説明、決裁

#### ○ 交通企画課

運転免許証更新処分の取消しを求める審査請求の審理結果報告

#### ○ 監察課

監察課業務報告

#### ○ 刑事企画課

警察本部長宛て文書の対応方針についての報告

#### ○ 総務課

公安委員会宛て文書の受理・処理についての説明、決裁